

第1回 エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会 次第

日 時 令和5年5月22日（月）
15時30分から
場 所 茨城県庁舎 11階 1102 共用会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員等紹介
- 4 検討会の設置について
- 5 委員長の選任
- 6 委員長挨拶
- 7 議 事
 - (1) 検討会のスケジュール等について
 - (2) 廃棄物受入れに係る現状及び課題について
 - (3) 今後の廃棄物の受入れについて
- 8 閉 会

【資料一覧】

- ・エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会委員名簿
- ・エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会設置要綱
- ・資料1 検討会のスケジュール等について
- ・資料2 廃棄物受入れに係る現状及び課題について

エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会 委員名簿（順不同、敬称略）

氏名	役職
肴倉 宏史	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域試験評価・適正管理研究室長
上松 隆之	一般社団法人茨城県経営者協会 環境研究会会員
梅原 基弘	一般社団法人茨城県建設業協会 土木委員会委員長
今川 敬秀	一般社団法人茨城県産業資源循環協会 常務理事
堀江 英夫	茨城県市長会・茨城県町村会 常務理事

エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会設置要綱

(目的)

第1条 県内産業の持続的な発展と県民生活環境の保全に資するため、新たな公共最終処分場の開業目標時期まで、エコフロンティアかさまが継続的に産業廃棄物を受入れる方策を検討するため「エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会」(以下「検討会」という。))を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、計画的な廃棄物受入に係る事項を検討し、その結果を茨城県知事に提言する。

(組織等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、検討会の目的を達成するため、必要な検討を行い、提言をとりまとめる。
- 5 委員の任期は、検討会設置の日から、検討会の提言をとりまとめる日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第4条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、委員長(委員等の任命後、最初に開かれる会議において委員長が選任されるまでは「知事」と読み替える。以下同じ。)が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議、資料又は議事録は、委員等の自由な発言を担保する観点から、原則、非公開とする。ただし、会議、資料又は議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがない場合はこの限りではない。
- 3 会議の終了後は、議事要旨を公開するものとする。

(代理出席)

第5条 委員等は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員等は、会議が開かれる前に、委任状を委員長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員等の行為とみなす。

(秘密保持)

第6条 委員等及びその他検討会関係者は、検討会に関して知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

- 2 前項の検討会関係者とは、前条に定める代理人のほか、検討会資料の作成又は取り纏めを行う者をいう。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、茨城県県民生活部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

別表（第3条関係）

エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会（順不同）

	氏名	役職
委員	肴倉 宏史	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域試験評価・適正管理研究室長
委員	上松 隆之	一般社団法人茨城県経営者協会 環境研究会会員
委員	梅原 基弘	一般社団法人茨城県建設業協会 土木委員会委員長
委員	今川 敬秀	一般社団法人茨城県産業資源循環協会 常務理事
委員	堀江 英夫	茨城県市長会・茨城県町村会 常務理事

検討会のスケジュール等について

議題 1

第 1 回

(5/22)

議事内容

- (1) 検討会のスケジュール等について
- (2) 廃棄物受入れに係る現状及び課題について
- (3) 今後の廃棄物の受入れについて

第 2 回

(6月又は7月)

議事内容

- (1) 骨子案について
- (2) その他

第 3 回

(7月又は8月)

議事内容

- (1) 提言案について

廃棄物受入に係る現状及び課題について

1 (一財)茨城県環境保全事業団及びエコフロンティアかさまの概要について

1) 事業所の所在地

茨城県笠間市福田165番1

2) 設立年月日

平成5年2月17日((財)茨城県産業廃棄物対策基金 設立) 平成12年7月26日(名称, 目的, 事業内容の変更認可)

※平成17年8月(エコフロンティアかさま開設)

平成26年4月1日(一般財団法人へ移行)

3) 設立根拠

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条

4) 所管部課(局)

県民生活環境部 資源循環推進課

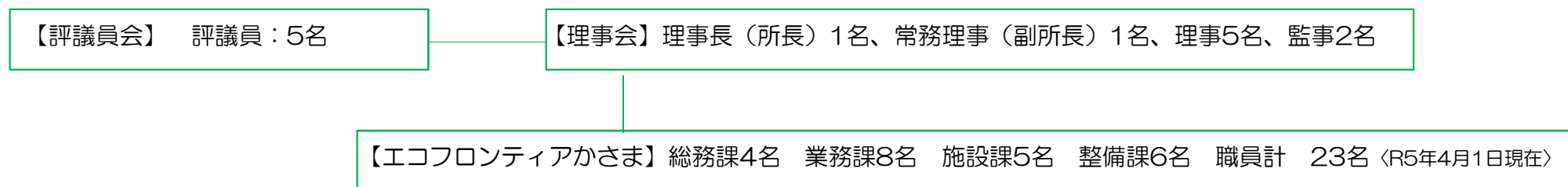
5) 設立目的

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与することを目的とする。

6) 事業内容

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (1) 産業廃棄物の処理に関する事業 | (2) 一般廃棄物の処理に関する事業 |
| (3) 最終処分場周辺地域の公共施設等の整備の支援に関する事業 | (4) 最終処分場周辺地域の環境監視の支援に関する事業 |
| (5) 産業廃棄物による環境汚染防止対策等の支援に関する事業 | (6) 産業廃棄物の有効利用の促進に関する事業 |
| (7) 産業廃棄物の適正処理の促進に関する事業 | (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |

7) 組織構成



8) 各課の業務内容

- 総務課【事務局兼務】：予算・決算、財産管理、庶務等
- 業務課：受入に係る営業及び契約事務、マニフェストの管理、台貫での受付業務等
- 施設課：最終処分場、水処理施設の維持管理等
- 整備課：新産業廃棄物最終処分場整備等

9) 出資状況

- ・ 出資総額 768,274千円（全額茨城県出資）

10) エコフロンティアかさまの施設概要

敷地面積：28.6ha 着工年月：平成14年10月 開業年月日：平成17年8月1日 整備費：24,657百万円



○各施設概要

●管理兼環境学習棟

- ・事務室
- ・環境学習・・・展示室、多目的研修室等

●最終処分場

- ・埋立地面積： 97,700m²・埋立容量：2,400,000m³
- ・対象廃棄物：一般廃棄物、産業廃棄物（無機性汚泥、鉍さい、ガラスくず、陶磁器くず、がれき、燃え殻、ばいじん 等）

●浸出水処理施設

- ・処理能力： 400m³/日
- ・調整槽容量：10,800m³
- ・放流先：公共下水道
- ・処理方法：カルシウム除去＋生物処理＋高度処理

●溶融処理施設・・・R5年3月31日で営業終了

●その他

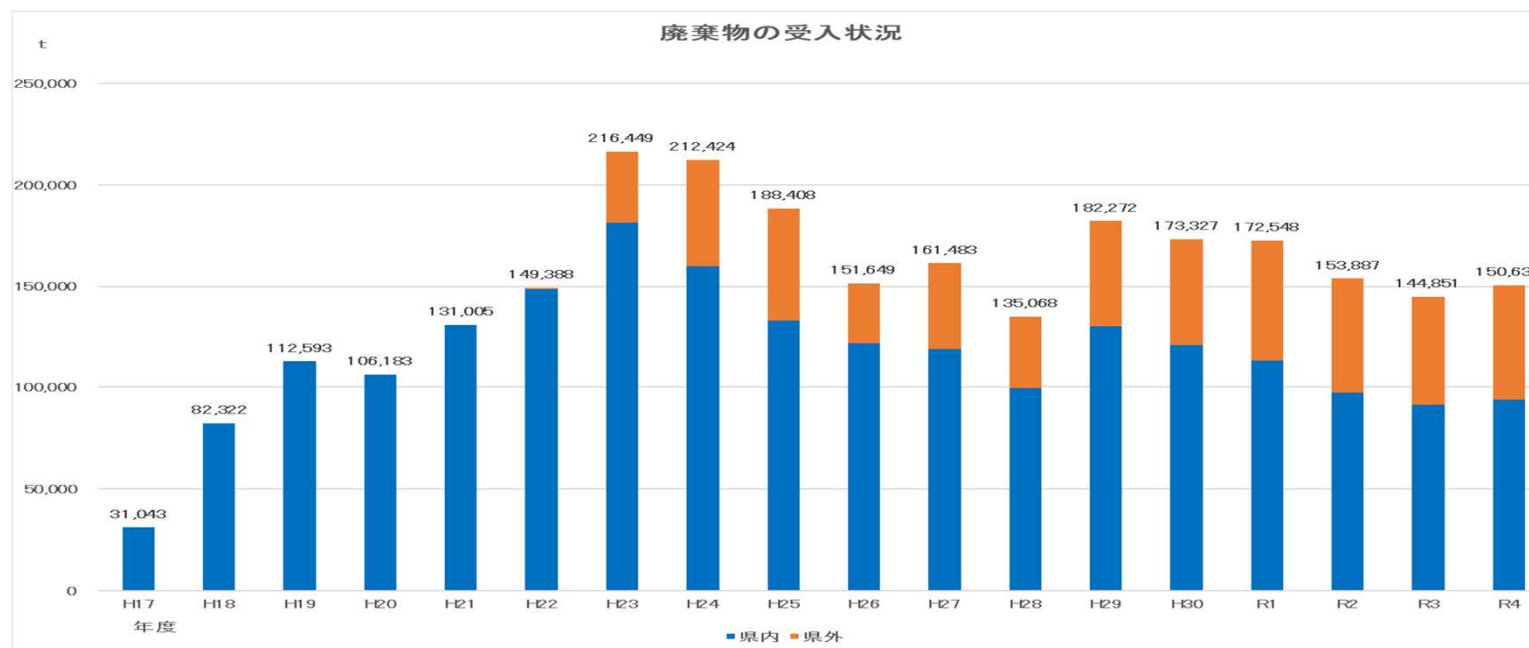
- ・現況保全地：エコフロンティアかさま敷地内には、シランやハッコウトンボなど貴重な生物が生息しているため、建設以前のままの湿地部分について現況のまま残している。

2 エコフロンティアかさまにおける廃棄物受入量の推移等について

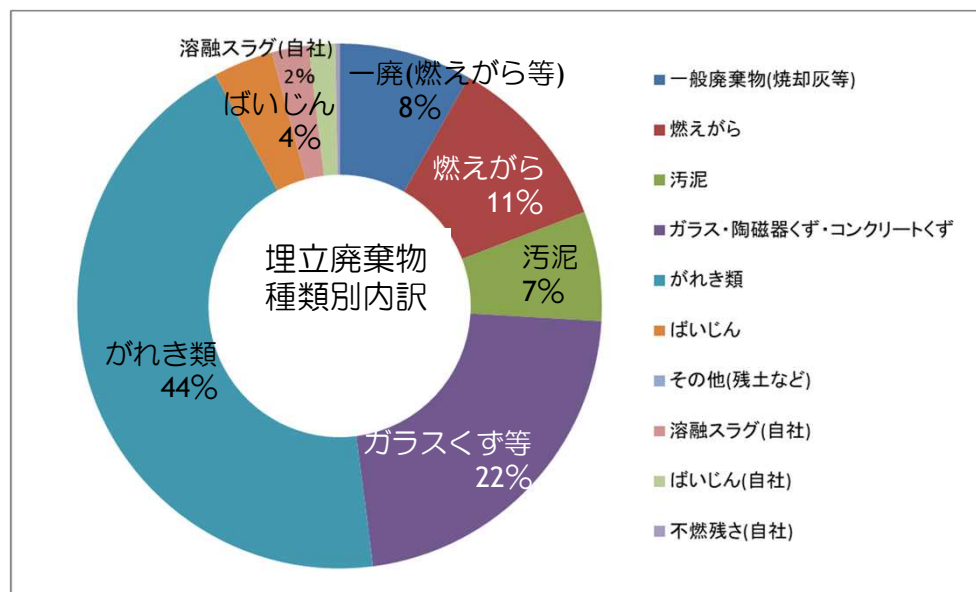
1) 経緯

- 平成17年の開業当初は県内廃棄物のみを受入。
- 開業当初から廃棄物の搬入量が少なく厳しい経営状況だったことから、平成22年9月に県議会出資団体等調査特別委員会から、「さらなる処分量確保策に取り組むよう」提言。
- 平成22年11月に地元福田地区、笠間市、茨城県及び事業団で県外廃棄物受入を盛り込んだ4者協定締結。
- 積極的な営業活動、運営経費の削減や民間資金（レベニュー信託）活用等により、黒字経営を維持できている。

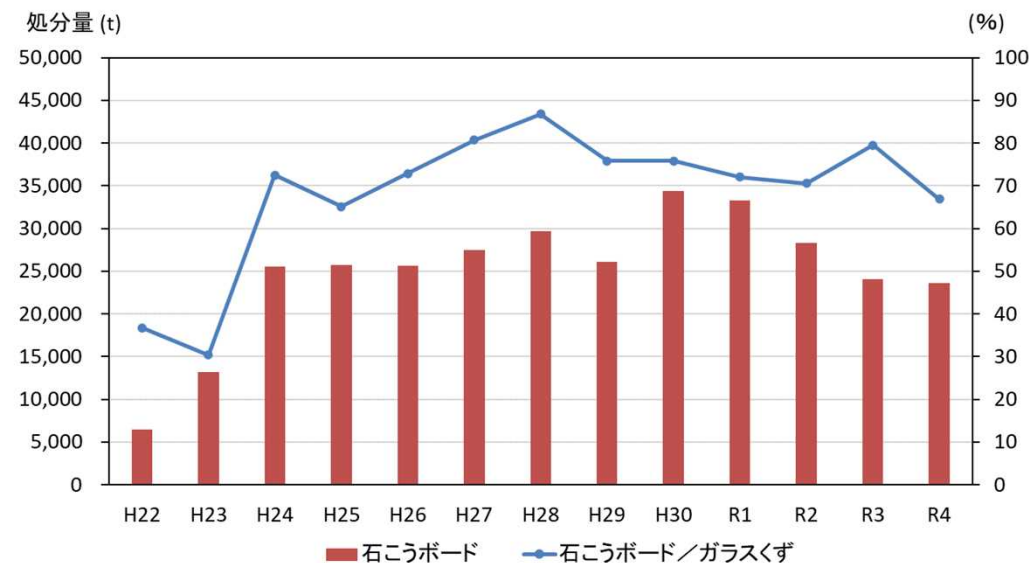
2) 開業からの受入量の推移



3) 令和4年度の埋立処分廃棄物の組成



4) 石膏ボードの受入状況



5) 概況

- ・エコフロンティアかさまの廃棄物の受入状況を見ると、開業当初は受入量が少ない状況であったが、平成23年に発生した東日本大震災により平成25年度まで災害廃棄物等の受入量が大幅に増加した。その後、いったん落ち着いたものの平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向となったが、令和2年度以降はコロナ禍等の影響によりやや減少傾向となっている。
- ・県内・県外の比率をみると、近年県内の一般廃棄物の焼却灰等の受入量が減少した事により相対的に県外の占める割合が高くなってきており、3割以上を占めるようになっている。
- ・廃棄物全体の内訳をみると、がれき類が約4割、ガラス陶磁器類が約2割を占めている。ガラス陶磁器類のうち石膏ボードが約8割となっている。

3 残容量及び今後の見込等について

1) 令和5年3月末における埋立状況

()内は許可容量に占める埋立比率		
許可容量	埋立容量(R5年3月末)	残容量(R5年3月末)
2,400,000m ³	2,029,715m ³ (84.6%)	370,285m ³

2) 今後の見込について

- 残容量370,285m³のうち覆土等に必要な容積を差し引くと廃棄物の埋立可能量は281,898m³となり、埋立比重を1.45と想定すると、今後の受入可能量は約41万トンと推定される。

※比重1.45 ⇒ 大型コンパクト導入後のR2~R4の平均埋立廃棄物比重1.45トン/m³

新処分場建設予定地の概要

建設予定地

日立市諏訪町地内
採石場跡地（日立セメント太平田鉱山）

現 状

石灰岩の採掘後の地形を利用
日立古生層からなり石灰岩、砂岩、粘板岩などの堆積岩が主体



〔建設地を北から南へ望む〕



〔建設地を南から北へ望む〕



〔建設予定地位置図〕

出典：国土地理院地図

新産業廃棄物最終処分場について

新産業廃棄物最終処分場基本設計イメージ図



- ・整備スケジュール
2023（令和5）年 実施設計、生活環境影響評価、
廃棄物処理法施設設置許可、着工
2026（令和8）年度末 供用開始目標

- ・概要
計画地：日立市諏訪町地内
埋立地面積・容量：約9.3ha、約240万 m^3
埋立計画量：約10万 m^3 /年（埋立期間：20～23年）

新産業廃棄物最終処分場の施設について（基本設計）

1 埋立地（オープン型）

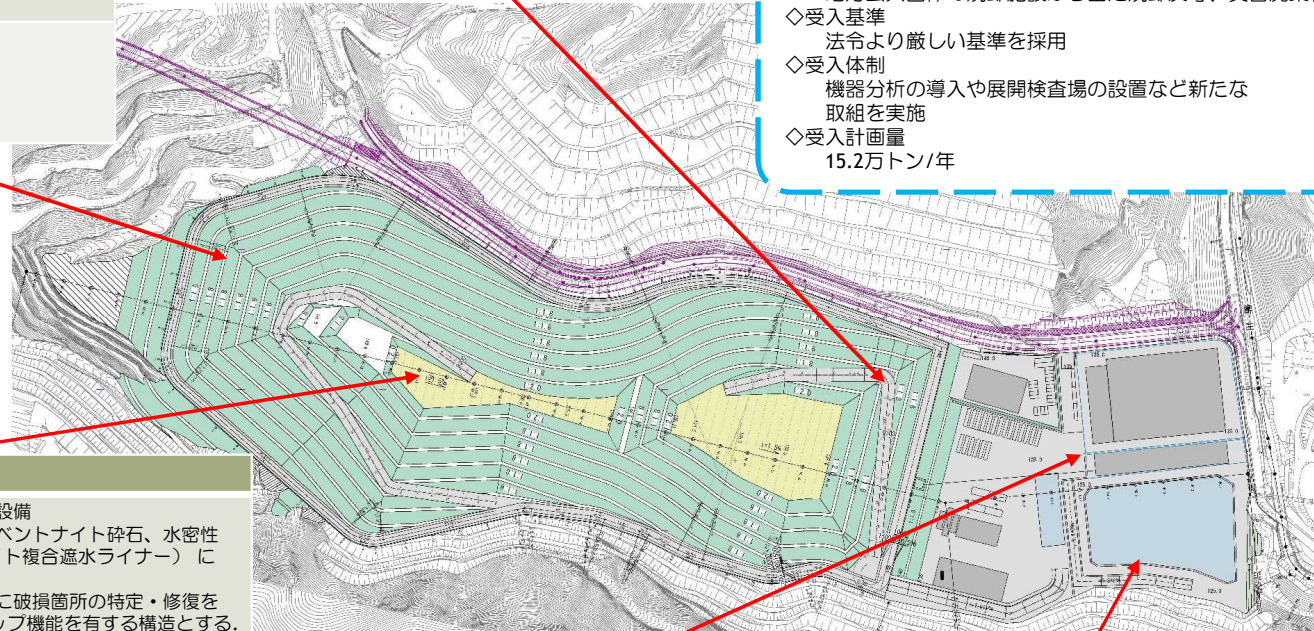
搬入された廃棄物を埋立てる場所
 ○浸出水の発生を抑制するため、埋立地を2区画に分け、下流側（北側）から埋立を開始する
 ○周辺環境保全のため、廃棄物を即日覆土するセル方式とする

面積：約9.3ha 埋立容量：約240万m³
 埋立計画量：約10万m³/年
 埋立期間：20～23年
 埋立地構造：準好気性埋立構造

2 貯留構造物

廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋立てられた廃棄物を安全に貯留させるために設置
 盛土構造によるアースダムを採用

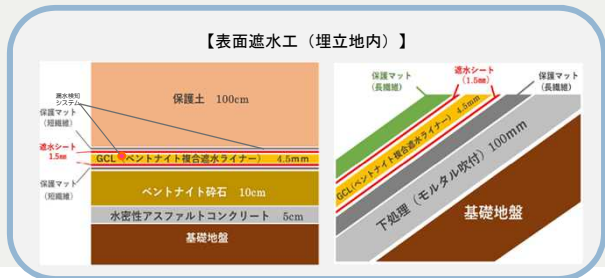
- ◇受入対象廃棄物
 - [産業廃棄物]
 - 燃え殻、汚泥（無機性のものに限る）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）、鉱さい、がれき類、ばいじん
 - [一般廃棄物]
 - 地方公共団体の焼却施設から出た焼却灰等、災害廃棄物
- ◇受入基準
 法令より厳しい基準を採用
- ◇受入体制
 機器分析の導入や展開検査場の設置など新たな取組を実施
- ◇受入計画量
 15.2万トン/年



3 遮水工

埋立地内の浸出水を外部へ漏出させないための設備
 ○基準省令に基づく二重の遮水シートに加え、ベントナイト砕石、水密性アスファルトコンクリート、GCL（ベントナイト複合遮水ライナー）による多重の遮水構造とする
 ○万が一、遮水シートが破損した場合に、早期に破損箇所の特定・修復を行うための漏水検知システムによるバックアップ機能を有する構造とする。

〔本処分場の遮水工概念図〕



4 浸出水処理施設

埋立地内から発生する浸出水を滞りなく貯留及び浄化するための施設
 （浄化処理後は下水道へ放流）

処理能力：400m³/日
 調整槽容量：28,000m³程度

5 防災調整池

埋立地の周辺で降った雨水の流出量の増大を抑制し、鮎川の流下能力に見合った放流量を調整するための施設

容量：35,000m³程度